

令和2年

第7回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年7月31日（金）
午後1時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第7回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年7月31日(金)

午後1時00分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和2年度特別支援教育就学奨励費児童生徒の認定に関する件
日程第 5	報告第2号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第3号)のうち、教育費に関する件
日程第 6	報告第3号	令和2年第2回仁木町学校給食運営委員会に関する件
日程第 7	議案第1号	仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金交付要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 8	議案第2号	仁木町社会教育委員の委嘱に関する件
日程第 9	議案第3号	仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件
日程第10	議案第4号	仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に関する件
日程第11	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年6月4日（木）～7月31日（金）

1 令和2年度第1回後志管内小中学校教職員人事推進会議

令和2年6月4日（木）教育長室（テレビ会議）

＝概要＝

- 後志管内小・中学校教職員人事異動実施要領の一部改正について
- その他、教職員人事に必要な事項に関する事

2 令和2年度後志管内コンプライアンス確立会議

令和2年6月4日（木）教育長室（テレビ会議）

＝概要＝

- 教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について

3 議会運営委員会

令和2年6月5日（金）議会委員会室

＝概要＝

- 令和2年第2回仁木町議会定例会の会期日程等議会運営について

4 辞令交付

令和2年6月8日（月）銀山小学校

＝概要＝

- 新規任用職員 佐藤健太郎氏（銀山小学校教諭）に対する辞令交付
- 岩井教育長、打矢校長、作田教頭、中村主事

5 辞令交付

令和2年6月11日（木）仁木中学校

＝概要＝

- スクールカウンセラー 平野理恵氏（仁木小学校・仁木中学校）に対する辞令交付
- 岩井教育長、齋藤校長、佐藤教頭、中村主事

6 令和2年第2回仁木町議会定例会

令和2年6月18日（金）議会議場

＝概 要＝

○付議事件 32 件

議案 28 件	報告	1 件	(繰越明許費繰越計算書)	
	承認	1 件	(一般会計補正予算専決)	
	補正予算	4 件	(一般、国保、簡水、後期)	可決
	条例改正	6 件	(税条例ほか)	可決
	計画変更	2 件	(過疎計画ほか)	可決
	請負契約	1 件	(配水管整備事業仁木地区)	可決
	同意	12 件	(農業委員会委員)	同意
	諮問	1 件	(人権擁護委員)	適任答申
	意見書	4 件	(地方財政の充実強化意見書ほか)	可決

○一般質問 5 名～6 件

佐藤議員・・新型コロナウイルス感染症拡大の影響とその対応について

磨 議員・・本町の危機管理対策について

門脇議員・・「北海道版避難所マニュアル」の改正による本町の対応について

野崎議員・・町営住宅等の長寿命化対策は

上村議員・・果実生産者への支援について

本町の再生可能エネルギー施策について

7 教育行政事務打ち合わせ

令和 2 年 6 月 22 日 (月) 教育長室

＝概 要＝

- 案件～教頭昇任について、令和 2 年度当初人事 (一般) について、令和 3 年度人事異動 (一般) に向けた検討について
- 協議者 ～ 後志教育局 西村次長、松井課長、佐々木係長、藤川主事
- 当 方 ～ 岩井教育長

8 定例校長会

令和 2 年 6 月 23 日 (火) 役場会議室 2

＝概 要＝

- 教育長挨拶 (示達事項含む)
 - ① オンライン授業の取組について

② 熱中症対策について

○ 教育委員会指導・伝達事項

① 令和2年度修学旅行について

② 仁木町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について

③ 「i p a d」運用に係るルール案について

④ 「子ども110番の家」の児童生徒への周知について

⑤ 令和2年度第2次補正予算「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」について

○ 協議事項

(1) 信頼される学校づくりについて

① コンプライアンス確立月間及び夏季休業中の服務について

② 夏季休業期間中の服務について

(2) 後志校長会北ブロック研究交流会について～中止

(3) 令和2年度第1回仁木町学校経営研修会の実施について

○ 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 7月21日(火)9:30～役場会議室2

9 仁木町学校給食運営委員会

令和2年6月29日(月)

＝概要＝

○ 報告事項～仁木町学校給食運営委員会監事の選出について

○ 議案1号～令和元年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について

議案2号～令和元年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について

議案3号～令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算について

議案4号～その他

10 仁木町議会全員協議会

令和2年6月29日(月)

＝概要＝

○ 高度無線環境整備推進事業に関する件

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充に伴う、町内全域の光ファイバ整備事業の実施)

11 銀山中学校第1回授業参観

令和2年7月1日(水) 銀山中学校

=概要=

- 1年生～音楽(岩崎教諭)
- 2年生～社会(谷口教諭)
- 3年生～国語(高田教諭)
- 特別支援～英語(川内教諭)

12 銀山小学校第1回授業参観

令和2年7月2日(木) 銀山小学校

=概要=

- 1年生～国語(伊藤教諭)
- 2年生～社会(明村教諭)
- 3、4年生～国語(小林教諭)
- 5年生～算数(飯島教諭)
- 6年生～外国語(高橋教諭、ジェイALT)
- 特別支援～工作(澤田教諭)
- 特別支援～小遣い帳の書き方(佐藤教諭)

13 入札(社会科副読本編集委託)

令和2年7月6日(月) 役場会議室2

=概要=

- 令和2年度社会科副読本編集委託業務(1回落札)

14 後志町村教育委員会協議会教育長部会第2回協議会

令和2年7月14日(火) ホテルアルペン

=概要=

- 第4地区教科書採択教育委員会協議会における教科書採択に係る打合せ
- その他

15 後志町村教育委員会協議会教育長部会第3回協議会

令和2年7月16日(木) ホテルアルペン

=概要=

- 第4地区教科書採択教育委員会協議会における教科書採択に係る打合せ
- その他

16 仁木小学校参観日ウイーク

令和2年7月14日(火)～16日(木) 仁木小学校

=概要=

- 7月15日(水)1年生～6年生及び特別支援学級及び中休みの過ごし方を参観

17 後志教育局義務教育指導監講演会(仁木中学校)

令和2年7月16日(木) 仁木中学校

=概要=

- 講師 後志教育局義務教育指導監 神守一志氏
- 演題 通常の学級における支援が必要な子を含めた対応について
- 参加者 仁木小学校 1名、銀山水泳小学校 3名、仁木中学校 13名、
銀山水泳中学校 10名、岩井教育長、新栄指導主事

18 令和2年度プール管理人辞令交付式

令和2年7月17日(金) 教育長室

=概要=

- 仁木水泳プール～3名
- 銀山水泳プール～3名
- ※令和2年度は、然別水泳プールは休止

19 仁木町子ども体験塾第1回講座「子ども生け花教室」

令和2年7月18日(土) 町民センター多目的文化ホール

=概要=

- 参加者～22名
- 生け花愛好会～5名
- 教育委員会～4名

20 仁木町議会全員協議会

令和2年7月20日(月) 仁木町議会委員会室

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第2次分）に係る実施計画に関する件

21 令和2年度第2回後志管内市町村教育長会議（TV会議）

令和2年7月21日（火） 教育長室

＝概 要＝

- 次長説明事項
 - ・ 教頭昇任候補者の確保について
- 義務教育指導監説明事項
 - ・ 各学校の取組状況について
- 企画総務課長説明事項
 - ・ 教職員の服務規律の厳正な保持について ほか10項目
- 教育支援課長説明事項
 - ・ 令和2年度全国学力・学習状況調査等を活用した検証改善サイクルの確立について ほか9項目

22 定例校長会

令和2年7月21日（火） 応接室

＝概 要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）
 - ① 管理職候補者の育成について
 - ② 働き方改革に伴う教頭先生の事務軽減について
 - ③ 全国学力学習状況調の活用について
 - ④ 服務規律の徹底（わいせつ行為、飲酒運転、速度違反等）について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ① 学習指導員、スクールサポートスタッフについて
 - ② 特別支援教育支援員の勤務時間の追加について
 - ③ 公立学校情報機器整備費補助金及び学校保健特別対策事業費補助金について
 - ④ 教職員の勤務時間管理について
 - ⑤ 学校活動における「学びの保障」について
 - ⑥ その他

- 協議事項
 - (1) 夏季休業中の服務について
 - (2) 令和2年度第1回仁木町学校経営研修会の実施について
 - (3) 第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について
 - 各学校の近況・交流、今後の主な日程
- 次回校長会 8月21日(火) 9:30～役場会議室2

23 辞令交付

令和2年7月21日(火) 銀山小学校

＝概要＝

- 期限付教諭 杉田 豊 氏に対する辞令交付
- 岩井教育長、打矢校長、作田教頭、中村主事

24 令和2年度第4地区教科書採択教育委員会協議会第2回協議会

令和2年7月22日(水) 岩内地方文化センター

＝概要＝

- 教科書調査委員会に係る報告について
- その他

25 2020年度夏季中学生野球大会共和大会

令和2年7月23日(木)～26日(日) 共和町営球場

＝概要＝

- 後志管内11チームによるトーナメント戦
- 1回戦 余市旭・仁木 1対0 倶知安 勝ち
- 2回戦 余市旭・仁木 0対6 余市東・西・古平 負け

26 議会運営委員会

令和2年7月27日(月) 議会委員会室

＝概要＝

- 令和2年第2回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営について

27 令和2年第2回仁木町議会臨時会

令和2年7月27日(月) 議会議場

=概 要=

○付議事件 1 件

議 案 1 件 補正予算 1 件 (一般会計補正予算) 可決

28 令和 2 年度仁木町職員採用 (面接) 試験 (保健師)

令和 2 年 7 月 28 日 (火) 役場応接室

=概 要=

○ 試験官 林副町長、岩井教育長、岩佐総務課長、浜野ほけん課参事、
出口総務課主幹

○ 受験者 1 名 (女性 1 名)

○ 内定者 未定

29 令和 2 年度仁木町やすらぎ大学入学式

令和 2 年 7 月 29 (水) 町民センター交流ホール

=概 要=

○ 開会の辞、学生紹介 24 名 (27 年生～1 年生)、学長挨拶 (岩井教育長)、
講師紹介 (浜野参事、井内保健師)、職員紹介 (奈良次長、佐藤主任、清
崎主事)、閉式の辞

30 令和 2 年度第 1 回仁木町スポーツ推進委員の会議

令和 2 年 7 月 29 (水) 町民センター交流ホール

=概 要=

○ 報告事項 令和元年度第 3 回仁木町スポーツ推進委員の会議以降の事業
報告について

○ 議事事項 令和 2 年度事業計画 (今後の予定) について

○ そ の 他 令和 2 年度全国スポーツ推進委員功労者の推薦について

日程第 4

報告第 1 号

令和 2 年度特別支援教育就学奨励費児童生徒の認定に
関する件について

このことについて、別紙のとおり認定したので報告します。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 5

報告第 2 号

令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 3 号）のうち、
教育費に関する件について

このことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
報告します。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

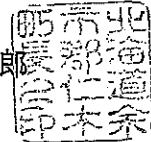
仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和 2 年 7 月 20 日

仁木町教育委員会
教育長 岩井秋男様

仁木町長 佐藤聖一郎



補正予算に対する意見の聴取について

令和2年第2回仁木町議会臨時会（7月27日開会）に、次のとおり教育に関する補正予算を提出しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき貴委員会の意見を聴取するので、7月22日までに回答願います。

記

○令和2年第2回仁木町議会臨時会付議事件

- ・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）のうち、教育費に関する件

(総務課総務係)

仁 教 委 号
令和 2 年 7 月 22 日

仁木町長 佐藤 聖一郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩井 秋男

補正予算に対する意見の聴取について (回答)
令和 2 年 7 月 20 日付仁総号をもって意見を求められた下記の件については、
特に意見はないので、その旨申し出いたします。

記

- 令和 2 年第 2 回仁木町議会臨時会付議事件
・令和 2 年度余市郡仁木町一般会計補正予算 (第 3 号) のうち、教育費に
関する件

(総務学校教育係)

議案第1号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第3号)

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149,928 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,153,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月27日提出

仁木町長 佐藤聖一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		687,154	82,398	769,552
	2. 国庫補助金	473,970	82,398	556,368
19. 繰入金		268,631	65,030	333,661
	1. 基金繰入金	268,631	65,030	333,661
21. 諸収入		56,151	2,500	58,651
	5. 雑収入	23,099	2,500	25,599
歳入合計		4,003,684	149,928	4,153,612

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		953,790	130,188	1,083,978
	1. 総務管理費	898,117	130,188	1,028,305
3. 民生費		831,136	9,240	840,376
	2. 児童福祉費	217,220	9,240	226,460
6. 農林水産業費		240,720	2,500	243,220
	1. 農業費	234,536	2,500	237,036
10. 教育費		273,467	8,000	281,467
	1. 教育総務費	72,855	8,000	80,855
歳出合計		4,003,684	149,928	4,153,612

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	322,559		322,559
2. 地方譲与税	41,590		41,590
3. 利子割交付金	400		400
4. 配当割交付金	550		550
5. 株式等譲渡所得割交付金	250		250
6. 法人事業税交付金	400		400
7. 地方消費税交付金	83,000		83,000
8. ゴルフ場利用税交付金	3,100		3,100
9. 環境性能割交付金	5,000		5,000
10. 地方特例交付金	1,800		1,800
11. 地方交付税	1,775,000		1,775,000
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	5,904		5,904
14. 使用料及び手数料	72,073		72,073
15. 国庫支出金	687,154	82,398	769,552
16. 道支出金	248,016		248,016
17. 財産収入	16,599		16,599
18. 寄附金	200,150		200,150
19. 繰入金	268,631	65,030	333,661
20. 繰越金	31,857		31,857
21. 諸収入	56,151	2,500	58,651
22. 町 債	183,000		183,000
歳入合計	4,003,684	149,928	4,153,612

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源		その他	
				国道支出金	地方債		
1. 議会費	56,643		56,643				
2. 総務費	953,790	130,188	1,083,978	75,505			54,683
3. 民生費	831,136	9,240	840,376	2,893		6,347	
4. 衛生費	459,482		459,482				
5. 労働費	31		31				
6. 農林水産業費	240,720	2,500	243,220			2,500	
7. 商工費	219,729		219,729				
8. 土木費	311,419		311,419				
9. 消防費	220,725		220,725				
10. 教育費	273,467	8,000	281,467	4,000			4,000
11. 災害復旧費	10		10				
12. 公債費	433,817		433,817				
13. 諸支出金	715		715				
14. 予備費	2,000		2,000				
歳出合計	4,003,684	149,928	4,153,612	82,398		8,847	58,683

歳入予算補正事項別明細書

2. 歳入

款15. 国庫支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 15. 国庫支出金	687,154	82,398	769,552			
項 2. 国庫補助金	473,970	82,398	556,368			
目 1. 総務費国庫補助金	387,098	78,398	465,496	1. 総務費補助金	78,398	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 78,398,000 円
目 5. 教育費国庫補助金	7,383	4,000	11,383	1. 小学校費補助金 2. 中学校費補助金	2,000 2,000	学校保健特別対策事業費補助金 2,000,000 円 学校保健特別対策事業費補助金 2,000,000 円

歳出予算補正事項別明細書

款10. 教育費

項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額		
款10. 教育費	273,467	8,000	281,467	4,000					
項 1. 教育総務費	72,855	8,000	80,855	4,000					
目 3. 教育振興費	7,938	8,000	15,938	4,000			10. 需用費	1,750	消耗品費 ・新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 1,750,000 円
							17. 備品購入費	6,250	学校管理用備品 ・新型コロナウイルス感染症対策事業 教育振興事業 6,250,000 円

日程第 6

報告第 3 号

令和 2 年第 2 回仁木町学校給食運営委員会に関する件について

このことについて、別紙のとおり開催したので、報告します。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和 2 年

第 2 回 仁木町学校給食運営委員会議案

日 時 令和 2 年 6 月 2 9 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分
場 所 仁木町役場 2 階 応接室

仁木町学校給食共同調理場

会 議 日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議案審議

日程第1 報告第1号

仁木町学校給食運営委員会監事の選出について

日程第2 議案第1号

令和元年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について

日程第3 議案第2号

令和元年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について

日程第4 議案第3号

令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算(案)について

日程第5 議案第4号

そ の 他

4 そ の 他

5 閉 会

報告第1号

仁木町学校給食運営委員会監事の選出について

仁木町学校給食運営委員会監事1名について、下記の理由により選出したので、報告し承認を求めらる。

令和2年6月29日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 横 関 茂

1 選出理由

仁木町学校給食運営委員会監事の選出について、1名が退任したため、当運営委員会が6月開催であること、令和元年度会計監査実施までの時期を失しないため、5月1日付けで選出したものである。

2 選出した委員 渋谷順一 委員（都小学校長）

3 任 期 自 令和2年5月1日 至 令和3年3月31日

※ 任期途中で退任する監事の後任については、同じ選出区分で委嘱される委員が、前任者の残任期間を務めるものとする。（申し合わせ事項）

議案第1号

令和元年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について

令和元年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第5条第3号の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和2年6月29日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 横 関 茂

令和元年度 仁木町学校給食共同調理場会計決算書

(収入)

科目	子算額		補正予算額	額計		調定額	収入済額	収入率	説明
	当初予算額	円		円	%				
1. 学校給食費	25,659,528	▲ 991,324	24,668,204	22,005,180	100.00				
1) 学校給食費	25,629,528	▲ 990,708	24,638,820	21,976,700	100.00				給食試食分(小)77人(中)24人 28,480円
2) 学校試食費	30,000	-616	29,384	28,480	100.00				
2. 繰越金	100,000	77,324	177,324	177,324	100.00				預金利息 11円、牛乳パック回収代金 897円
3. 諸収入	472	0	472	92,858	100.00				学校給食運営協力金 はんぺんチーズフライほか 91,950円
合計	25,760,000	▲ 914,000	24,846,000	22,275,362	100.00				

2 (支出)

科目	子算額		補正予算額	額計		支出済額	物資購入割合	説明
	当初予算額	円		円	%			
1. 主食費	5,841,755	-23,845	5,817,910	4,910,194	22.147			米 飯購入費 3,146,598円 パ ン購入費 961,257円 計 4,790,783円
1) 主食費(原料代)	5,695,401	▲ 18,118	5,677,283	4,790,783	21.609			仁木業者(麺、ラーメン) 0円 小樽業者(パン、麺、パスタ) 682,928円
2) 規格外加工費(特別加工費・包装代等)	146,354	▲ 5,727	140,627	119,411	0.539			パン加工費(包装) 119,411円 計 119,411円
2. 牛乳費	4,085,407	3,057	4,088,464	3,732,304	16.835			
3. 副食費	15,702,255	▲ 969,918	14,732,337	13,523,947	61.000			学校給食会 2,501,971円 札幌業者 714,384円 小樽業者 4,390,291円 余市業者 4,667,713円 仁木業者 1,249,588円 計 13,523,947円
4. 公費(消費税)	3,000	1,100	4,100	4,100	0.018			
5. 予備費	127,553	75,600	203,153	0	0.000			
合計	25,760,000	▲ 914,000	24,846,000	22,275,362	100.000			予備費

22,275,362円 (収入済額)

22,170,545円 (支出済額)

104,817円 (次年度繰越金)

令和元年度学校給食会計収入明細書

区 分	調 定 額 円	収 入 済 額 円	備 考
1. 学校給食費	23,172,390	23,172,390	
1) 学校給食費	23,143,910	23,143,910	
仁木小学校	6,051,500	6,051,500	
銀山小学校	2,394,369	2,394,369	
赤井川小学校 都小学校	3,866,742	3,866,742	赤井川小学校 8名 都小学校 2名
仁木中学校	3,218,003	3,218,003	
銀山中学校	2,286,795	2,286,795	
赤井川中学校	2,602,507	2,602,507	1名
準要保護 児童生徒	2,229,484	2,229,484	仁小 24名、銀小 0名 仁中 16名、銀中 2名
調理場職員	494,510	494,510	
2) 学校試食費	28,480	28,480	
2. 繰越金	177,324	177,324	前年度繰越
3. 諸収入	92,858	92,858	
過年度収入	0	0	
雑入	92,847	92,847	牛乳パック回収代金 897円 学校給食運営協力金 91,950円
預金利息	11	11	
4. 返金	-1,167,210	-1,167,210	学校給食費返金
平成30年度収入総計	22,275,362	22,275,362	

令和元年度 学校給食物資購入調書

区分	金額 円	割合 %	内 訳	備 考	
主 食	主食費 4,790,783	21.613	北海道学校給食会 4,107,855		
			米 飯 3,146,598		
			パ ン 961,257		
			仁木業者 0		
			小樽業者 682,928	平野商店 (パン)、阿部製麺 (麺、ラーメン)、北海道デイリーライス (炊き込みごはん)、吉安商店 (パスタ)	
規格外加工費 119,411	0.539	平野商店	119,411		
計	4,910,194	22.151			
牛 乳	3,732,304	16.838	倉島乳業	3,732,304	
副 食 費	13,523,947	61.010	北海道学校給食会 2,501,971		
			札幌業者 714,384	北海道給食資材 奥村食品工業	
			小樽業者 4,390,291	吉安商店・ユーワ食品 ・ 南北海道ヤクルト	
			余市業者 4,667,713	ニコー食品・福原宝豆腐店・かねしち・成木商店	
			仁木業者 1,249,588	浜野商店・土井商店・ J A新おたる	
合 計	22,166,445	100.000			

学校給食物資購入合計 22,166,445円 + 消費税納付金4,100円 = 22,170,545円 (支出総計)

議案第2号

令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について

令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第7条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和2年6月29日

仁木町学校給食運営委員会

監事 渋谷 順一

監事 齋藤 啓代


監査報告書

(令和元年度第1学期末)

- 日時 令和元年8月20日(火) 午後1時30分～午後2時30分
- 場所 仁木町学校給食共同調理場事務室
- 立会者 所長 渡辺和之、佐藤栄養教諭
- 監査内容
- 各関係書類全般監査内容
 - 各関係証拠書類
- 所見
- 各関係書類は適正に整理されている。
 - 収支全体を通じて適正であることを確認する。
 - 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和元年8月20日

監事 龍澤祐司 

監事 齋藤啓代 

令和元年度仁木町学校給食
第1学期末食品在庫棚卸高

金額 211,394 円

(消費税込み)


別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和元年 8月 20日

監事

瀧澤祐司 

監事

齋藤啓介 

令和元年度 第1学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
スパゲティ	5 kg	228	1,140	
干し椎茸	0.5 kg	6,900	3,450	
炒りごま	0.5 kg	598	299	
粉チーズ	1.3 kg	1,800	2,340	
片栗粉	1.1 kg	285	314	
三温糖	2.6 kg	236	614	
白みそ	2 kg	220	440	
赤みそ	1 kg	220	220	
食塩	1.1 kg	95	105	
こしょう	0.33 kg	1,266	418	
しょうゆ	68.5 kg	240	16,440	
和風だし	16.4 kg	1,550	25,420	
中華スープストック	9.5 kg	1,550	14,725	
スープストック	0.7 kg	1,100	770	
コンソメ	0.2 kg	760	152	
中濃ソース	3.8 kg	173	657	
トマトケチャップ	1 kg	255	255	
カレールウ	1 kg	570	570	
クリームシチューフレーク	10 kg	753	7,530	
ベシヤメルソース	16 袋	1,150	18,400	
清酒	3.4 kg	292	993	
みりん	1 kg	265	265	
食酢	0.5 kg	117	59	
白ワイン	0.7 kg	292	204	
赤ワイン	1.3 kg	292	380	
オールスパイス	0.09 kg	3,700	333	
豆板醤	0.1 kg	1,400	140	
米サラダ油	3.6 kg	541	1,948	
ごま油	1.2 kg	879	1,055	
揚げ油	31 缶	3,100	96,100	
合計			195,736	

211,394 (消費税込み)

監 査 報 告 書

(令和元年度第2学期末)

日 時 令和2年1月9日(木) 午前9時30分～午前10時30分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室


立 会 者 所長 渡辺和之

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類

所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和2年1月9日

監 事 齋藤 祐司 

監 事 齋藤 啓代 

令和元年度仁木町学校給食
第2学期末食品在庫棚卸高


金額 74,570 円

(消費税込み)


別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 2年 1月 9日

監事

瀧澤祐司 

監事

齋藤啓代 

令和年度 第2学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
白ごま	1.5 kg	598	897	
干し椎茸	0.3 kg	6,900	2,070	
きくらげ	1 袋	500	500	
白桃ダイス(缶)	3 缶	1,860	5,580	
スパゲティ	5 kg	228	1,140	
片栗粉	0.8 kg	285	228	
三温糖	4.3 kg	236	1,015	
白みそ	1.2 kg	220	264	
赤みそ	1 kg	220	220	
食塩	8.2 kg	95	779	
こしょう	0.65 kg	1,267	824	
しょうゆ	12.6 kg	240	3,024	
和風だし	0.8 kg	1,550	1,240	
中華スープストック	1.5 kg	1,550	2,325	
スープストック	0.4 kg	1,100	440	
コンソメ	1.4 kg	760	1,064	
トマトケチャップ	3 kg	255	765	
カレールウハイグレード	5 kg	1,300	6,500	
カレールウマイルド	1 kg	570	570	
シチューフレーク	2 kg	753	1,506	
ベシャメルソース	5 kg	1,150	5,750	
デミグラスソース	1 袋	1,260	1,260	
清酒	1.4 kg	292	409	
みりん	2.8 kg	265	742	
食酢	1 本	210	210	
白ワイン	1.3 kg	292	380	
赤ワイン	1.5 kg	292	438	
オールスパイス	1 袋	370	370	
豆板醤	0.9 kg	680	612	
揚げ油	8 缶	3,100	24,800	
ごま油	1.2 kg	879	1,055	
米サラダ油	3.8 kg	541	2,056	
合計			69,033	

74,570 (消費税込み)

*みりんの消費税 10%

監査報告書

(令和元年度第3学期末)

日 時 令和2年3月30日(月) 午前8時00分～午前9時20分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室


立会者 佐藤栄養士、所長 渡辺和之

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類


所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和2年3月30日

監 事

齋藤 啓代 

監 事

瀧澤 祐 

令和元年度仁木町学校給食
第3学期末食品在庫棚卸高


金額 238,277 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 2年 3月30日

監事

齋藤 啓 代 

監事

瀧澤 祐 司 

令和元年度 第3学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
コーン缶	2 缶	550	1,100	
福神漬け	5 袋	680	3,400	
干し椎茸	3 袋	3,450	10,350	
きくらげ	1 袋	500	500	
白桃ダイス(缶)	3 缶	1,860	5,580	
わかめ	0.1 kg	8,750	875	
4枚入り手巻きのり	7 パック	1,100	7,700	
5枚入り手巻きのり	165 袋	33	5,445	
あさり水煮	3 袋	2,770	8,310	
スパゲティ	25 kg	228	5,700	
粉チーズ	1 袋	900	900	
カットチーズ	2 kg	1,100	2,200	
片栗粉	1.2 kg	285	342	
三温糖	3.8 kg	236	897	
減塩白みそ	0.5 kg	320	160	
白みそ	1 kg	220	220	
赤みそ	1.8 kg	220	396	
食塩	10.1 kg	95	960	
こしょう	0.46 kg	1,267	583	
しょうゆ	22.5 kg	240	5,400	
和風だし	2.8 kg	1,550	4,340	
かつおだし	11 袋	380	4,180	
昆布だし	3 袋	290	870	
中華スープストック	0.9 kg	1,550	1,395	
スープストック	0.9 kg	1,100	990	
コンソメ	1.1 kg	760	836	
中濃ソース	5.1 kg	173	882	
トマトケチャップ	2 kg	240	480	
トマトケチャップ(3kg)	1 袋	680	680	
トマトピューレ	2 kg	330	660	
カレールウハイグレード	11 kg	1,300	14,300	
カレールウマイルド	7 kg	570	3,990	
シチューフレーク	1 kg	753	753	
ベシャメルソース	2 kg	1,150	2,300	
清酒	3.1 kg	292	905	
みりん	2.3 kg	265	610	消費税10%
食酢	1.1 kg	117	129	
白ワイン	2 kg	292	584	
赤ワイン	1.7 kg	292	496	
バター	2 個	770	1,540	
オールスパイス	0.07 kg	3,700	259	
豆板醤	0.64 kg	680	435	
揚げ油	36 缶	3,100	111,600	
ごま油	2.4 kg	879	2,110	
米サラダ油	7.9 kg	541	4,274	
合計			220,616	

監査報告書

(令和元年度末)

日時 令和2年6月26日(金) 午後1時00分～午後2時00分

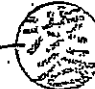
場所 仁木町学校給食共同調理場事務室


立会者 所長 泉谷 享、佐藤栄養教諭

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類

所見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和2年6月26日

監事 泉谷 順 

監事 齋藤 啓代 

議案第3号

令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算について

令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算について、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第5条第3号の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和2年6月29日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 横 関 茂

令和2年度 学校給食共同調理場会計補正予算(案)

(単位:円)

(収入)

科目	予		算		額	計	説	明	備	考
	当初予算額	円	補正予算額	円						
1 学校給食費	24,496,428	1,009,164	25,505,592				小学生月額 4,479円 年額 53,748円 中学生月額 5,174円 年額 62,088円 小学校(児・教・セク・職) 275人×53,748円=14,780,700円(当初) 13人×53,748円=698,724円増 15,479,424円 中学校(生・教) 156人×62,088円=9,685,728円 5人×62,088円=310,440円増 9,996,168円			
2) 給食試食費	30,000	0	30,000				試食分 30,000円			
繰越金	100,000	4,817	104,817				現金繰越分 104,817円 繰越金 4,817円増			
3 諸収入	572	5,019	5,591				預金利息外 5,591円 (消費税還付 5,100円)			
合計	24,597,000	1,019,000	25,616,000							

(支出)

科目	予		算		額	計	説	明	備	考
	当初予算額	円	補正予算額	円						
1 主食費	5,579,823	270,202	5,850,025				小学校(児・教・セク・職) 275人×61.47円/日×194日/年×3,279,425円(当初) -0.34円/日×194日/年×-18,139円減 13人×61.13円/日×194日/年×154,170円増 156人×71.48円/日×194日/年×2,163,271円(当初) 156人×1.93円/日×194日/年×58,410円増 5人×72.20円/日×194日/年×70,034円増	単価61.13円/食に決定 0.34円増 ※4/1~		
1) 米飯・パン・麺(主食)	5,442,696	264,476	5,707,171				431人×1.64円/日×194日/年×137,127円(当初) 18人×1.64円/日×194日/年×5,727円増	単価72.20円/食に決定 1.93円増 ※4/1~		
2) 規格外加工賃	137,127	5,727	142,854				全校パン加工費	単価変更なし 人員のみ減		
2 牛乳	4,153,944	34,984	4,188,928				全校	単価48.09円/本に決定 0.41円増 ※4/1~		
3 副食費	14,732,542	757,776	15,490,318				小学校(児・教・セク・職) 275人×164.26円/日×194日/年×8,763,271円(当初) 13人×1.74円/日×194日/年×92,829円増 156人×197.24円/日×194日/年×5,969,271円(当初) 5人×199.00円/日×194日/年×193,030円増	単価166.00円/食に決定 1.74円増 ※4/1~		
4 公課費	5,000	▲5,000	0							
5 予備費	125,691	▲38,962	86,729				予備費			
合計	24,597,000	1,019,000	25,616,000							
										-38,962円減

令和2年度 児童・生徒・職員数調書

(6月分各校「人員報告書」より)

○小学校

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	職員	ALT	合計
仁木小	24	16	18	17	29	20	18	1	143
銀山中	6	5	3	13	6	6	15		54
赤井川小	6	3	13		12	10	10		54
都小	3	2	2	1	3	4	10		25
調理場							12		12
計	39	26	36	31	50	40	65	1	288

○中学校

学校名	1年	2年	3年	職員	ALT	合計
仁木中	20	17	14	15	1	67
銀山中	7	6	14	17		44
赤井川中	11	13	12	13	1	50
計	38	36	40	45	2	161

○小学校288名+中学校161名=449名

令和2年度 学校給食費負担金算定基礎表

学 校 別		小 学 校					中 学 校				
年 度	月 額	平成30	令和元	令和2	前年対比		平成30	令和元	令和2	前年対比	
					円	率				円	率
	月 額	4,398	4,398	4,479	81	0.02	5,077	5,077	5,174	97	0.02
一 食 当 た り	主 食 費	60.77	63.11	63.11	0.00	0.000	70.86	73.12	73.12	2.26	0.000
	米飯・パン・麺(主食)	59.13	61.47	61.47	0.00	0.000	69.22	71.48	71.48	2.26	0.000
	規格外加工賃	1.64	1.64	1.64	0.00	0.000	1.64	1.64	1.64	0.00	0.000
	牛 乳	45.78	47.68	49.68	2.00	0.044	45.78	47.68	49.68	3.90	0.044
	副 食 費	165.49	161.25	164.26	3.01	0.018	197.40	193.24	197.24	-0.16	0.020
	合 計	272.04	272.04	277.05	5.01	0.018	314.04	314.04	320.04	6.00	0.019
	給食日数(日)	194	194	194	-	-	194	194	194	-	-
	年間給食費	52,776	52,776	53,748	972	0.018	60,924	60,924	62,088	1,164	0.019

令和元年度分消費税計算書

売上高 (収入)

学校給食費 12,418,057 円 + 学校試食費 7,888 円
 = 12,425,945 円 (課税売上高)

12,425,945 円 \times 100 / 108 = 11,505,504 円 (課税売上額 (税抜き))
 \rightarrow 11,505,000 円 (課税標準額)

11,505,000 円 \times 6.3 / 100 = 724,815 円 (消費税額)

仕入額 (支出)

支出額合計 11,535,644 円 (課税仕入額)

11,535,644 円 \times 100 / 108 \times 6.3 / 100
 = 672,912 円 (控除対象仕入税額)

◎ 差引税額

控除対象仕入税額 672,912 円 $-$ 消費税額 724,815 円 = $-$ 51,903 円
 消費税納付額 51,900 円

◎ 地方消費税額 (譲渡割額)

消費税還付額 51,903 円 \times 譲渡割額 17 / 63 = 14,005 円
 地方消費税納付額 14,000 円

消費税等納付金額

消費税納付額 51,900 円 + 地方消費税納付額 14,000 円
 = 65,900 円

令和元年度分消費税計算書

売上高（収入）

学校給食費 9,650,293 円 + 学校試食費 20,892 円
 = 9,671,185 円（課税売上高）

9,671,185 円 \times 100 / 108 = 8,954,800 円（課税売上額（税抜き））
 \rightarrow 8,954,000 円（課税標準額）

8,954,000 円 \times 6.24 / 100 = 558,729 円（消費税額）

仕入額（支出）

支出額合計 10,630,801 円（課税仕入額）

10,630,801 円 \times 100 / 108 \times 6.24 / 100
 = 614,224 円（控除対象仕入税額）

◎ 差引税額

控除対象仕入税額 614,224 円 $-$ 消費税額 558,729 円 = 55,495 円
 消費税還付額 55,400 円

◎ 地方消費税額（譲渡割額）

消費税還付額 55,495 円 \times 譲渡割額 22 / 78 = 15,652 円
 地方消費税還付額 15,600 円

消費税等還付金額

消費税還付額 55,400 円 + 地方消費税還付額 15,600 円
 = 71,000 円

納付額 65,900 円 $-$ 還付額 71,000 円 = 5,100 円（還付）

議案第4号

その他

4 その他

(1) 令和元年度受託負担金決算について

○学校給食共同調理場事務経費（学校給食事務に係る経費負担協定書第1条第2項第1号）負担割合 30.50% ※

9,553,499円…①

○学校給食配送事務（同上）負担割合 50%

3,272,762円…②

○赤井川村負担額（①+②）

12,826,100円…③

○令和元年度学校給食受託負担金納入済額

13,081,000円…④

○差額③-④（赤井川村への返還額）

254,900円

※令和元年度学校基本調査による児童・生徒・職員数の割合

（学校給食事務に係る経費負担協定書第1条第2項）

仁木町303人 + 赤井川村133人 = 436人

133人 ÷ 436人 = 30.50%（事務経費負担割合）

令和元年度受託負担金算出内訳書

協定による負担率	
30.50%	50%

(単位：円)

節	項 目	決算額	協定による負担率		赤井川村 負担額	仁木町 負担額
			事務経費	配送経費		
1	報酬	12,500	3,812		3,800	8,700
2	給料	4,786,000	1,459,730		1,459,700	3,326,300
3	職員手当等	3,189,000	972,645		972,600	2,216,400
4	共済費	1,659,000	505,995		506,000	1,153,000
7	賃金	7,636,869	2,329,245		2,329,200	5,307,669
9	旅費	7,740	2,360		2,400	5,340
11	需用費	10,072,786	2,982,200	147,540	3,129,700	6,943,086
(1)	消耗品費	1,758,214			538,300	1,219,914
※	一般分	1,747,522	532,994		533,000	1,214,522
※	配送分(オイル・エレメント他)	10,692		5,346	5,300	5,392
(2)	燃料費	284,388		142,194	142,200	142,188
(5)	印刷製本費	0	0		0	0
(6)	修繕費	1,104,938			337,000	767,938
※	一般分	1,104,938	337,006		337,000	767,938
※	配送分	0		0	0	0
(7)	光熱水費	6,925,246	2,112,200		2,112,200	4,813,046
12	役務費	1,191,883	331,972	51,722	383,600	808,283
(1)	通信運搬費	436,527	133,140		133,100	303,427
(2)	保管料・筆耕翻訳料及び手数料	594,089			183,200	410,889
※	一般分	583,625	178,005		178,000	405,625
※	配送分(車検・タイヤ交換)	10,464		5,232	5,200	5,264
(4)	保険料	161,267			67,300	93,967
※	一般分	68,287	20,827		20,800	47,487
※	配送分(自賠責・共済分担保)	92,980		46,490	46,500	46,480
13	委託料	8,226,950			3,707,900	4,519,050
※	一般分	2,079,950	634,384		634,400	1,445,550
※	配送分	6,147,000		3,073,500	3,073,500	3,073,500
14	使用料及び賃借料	69,600	21,228		21,200	48,400
18	備品購入費	0	0		0	0
19	負担金補助及び交付金	25,160	7,673		7,700	17,460
27	公課費 配送分(車両)	0		0	0	0
	小 計	36,877,488			12,523,800	24,353,688
	※加算分 退職手当等負担金分	991,000	302,255		302,300	688,700
	加算後計	37,868,488	9,553,499	3,272,762	12,826,100	25,042,388
						12,826,261

令和元年度 児童・生徒・職員数

令和元年5月1日現在)

○小学校

学 校 名	令 和 元 年 5 月		
	児童数	職員数	計
仁木小学校	119	19	138
銀山小学校	35	15	50
赤井川小学校	45	9	54
都小学校	15	13	28
小 計	214	56	270

○中学校

学 校 名	令 和 元 年 5 月		
	児童数	職員数	計
仁木中学校	57	14	71
銀山中学校	25	19	44
赤井川中学校	39	12	51
小 計	121	45	166

合 計	335	101	436
-----	-----	-----	-----

仁木町分

小学校児童数	154 人	職員等数	34 人	小計	188 人
中学校生徒数	82 人	職員等数	33 人	小計	115 人
計	236 人		57 人		303 人

$$303人 \div 436人 = 69.495 \approx 69.50\%$$

赤井川村分

小学校児童数	60 人	職員等数	22 人	小計	82 人
中学校生徒数	39 人	職員等数	12 人	小計	51 人
計	99 人		34 人		133 人

$$133人 \div 436人 = 30.504 \approx 30.50\%$$

学校給食事務に係る経費負担協定書(案)

仁木町（以下「甲」という。）と赤井川村（以下「乙」という。）とは、赤井川村・仁木町教育事務の委託に関する規約（昭和48年6月25日告示第37号。以下「規約」という。）第3条に基づき、仁木町学校給食共同調理場業務及び給食配送業務（以下「学校給食事務」という。）に係る経費負担の細部について、次のとおり協定する。

（経費負担の割合）

第1条 乙が負担する学校給食事務の経費内訳は、別紙1のとおりとする。

2 前項の負担割合の算出は、次の各号による。

(1) 学校給食共同調理場業務に係る負担割合 当該年度の学校基本調査（5月1日指定統計）による児童・生徒・職員数の割合によるものとする。なお、経費負担額を算出する際には、乙の負担割合(%)を小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとし、下限は25パーセントとする。

(2) 給食配送業務に係る負担割合 児童・生徒・職員数の割合によらず、50パーセントとする。

3 給食配送業務に係る起債の償還金負担割合は、別に定める償還台帳によるものとし、償還完了までその負担割合を継続する。

（負担金の納入及び精算）

第2条 乙は、第1条に定める経費を負担金として甲に納入するものとし、納入の時期は、当該年度の6月末日及び12月末日による2期の分納とする。

2 甲は、当該年度の5月末日までに規約第3条第2項に定める学校給食事務に要する経費の見積りに関する書類（予算の補正があった場合は、その都度）を乙に送付する。

3 甲は、当該年度の委託業務が完了した時は、翌年度の6月末日までに学校給食事務に要した経費の決算に関する書類（事業報告書、その他参考となるべき書類を含む。）を乙に送付する。

4 甲は、学校給食事務に要した経費の決算により、経費に過不足が生じた場合は、翌年度の10月末日までに精算する。

（協定に定めのない事項）

第3条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月17日

甲 余市郡仁木町西町1丁目36番地1
仁木町
仁木町長 佐藤 聖一郎

乙 余市郡赤井川村字赤井川74番地2
赤井川村
赤井川村長 馬場 希

(別紙1)

学校給食事務経費

○学校給食共同調理場業務経費

※経費負担する費目は、次のとおりとし、各節毎百円未満の金額は四捨五入する。

- ・報酬
- ・給料及び職員手当、共済費
- ・調理員賃金及び共済費
- ・旅費
- ・需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費等）
- ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）
- ・委託料（電気工作物点検、浄化槽保守点検等）
- ・使用料（コピー使用料等）
- ・備品購入費（一般分）
- ・負担金（会議出席負担金等）

なお、兼任所長分の給料及び諸手当等、共済費、退職手当組合負担金等については、30パーセントを学校給食共同調理場業務に係る経費とする。ただし、専任の所長が配置された場合は、100パーセントとする。

○給食配送業務経費

※経費負担する費目は、次のとおりとし、各節毎百円未満の金額は四捨五入する。

- ・配送委託料
- ・配送車両に係る一切の経費
 - 消耗品（オイル等）
 - 燃料費
 - 修繕費
 - 保管料及び手数料（車検整備、タイヤ交換等）
 - 保険料（自賠責、任意）
 - 公課費（自動車重量税）
 - 故障等による代替車両の借上料
- ・備品購入費（車両分）

○赤井川村・仁木町教育事務の委託に関する規約

昭和48年6月25日告示第37号

改正

平成21年1月26日教委告示第2号

赤井川村・仁木町教育事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、赤井川村は教育に関する事務中、学校給食事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を仁木町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、仁木町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、赤井川村の負担とし、赤井川村は予めこれを仁木町に納入するものとする。

2 前項の経費の額及び納入の時期は、仁木町長が赤井川村長と協議して定める。この場合において、仁木町長は予め委託事務に要する経費の見積に関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を赤井川村長に送付しなければならない。

第4条 仁木町長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、仁木町歳入歳出予算に計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料及び手数料の収入は、すべて仁木町の収入とする。

第6条 仁木町長は、各年度において、その委託事務の執行にかかる予算に残額が生じた場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰越して使用するものとする。この場合において仁木町長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速かに赤井川村長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第7条 仁木町長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を赤井川村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 仁木町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、赤井川村長と年1回定期に連絡会議を開くものとする。ただし赤井川村長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される仁木町の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、仁木町は予め赤井川村に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和48年8月1日から施行する。

2 赤井川村長は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する仁木町の条例が赤井川村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、仁木町長がこれを決算する。この場合決算に伴って生ずる剰余金は、すみやかに赤井川村に還付しなければならない。

附 則(平成21年1月26日教委告示第2号)

この規約は、公布の日から施行する。

改正

昭和48年2月14日条例第5号
昭和48年6月25日条例第31号
昭和57年4月27日条例第34号
昭和60年3月19日条例第17号
昭和63年3月19日条例第5号
平成16年3月18日条例第6号
平成16年12月22日条例第29号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき仁木町西町1丁目66番地2に仁木町学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)を設置する。

(業務)

第2条 給食調理場は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる学校給食の目的を達成するため町立学校児童生徒の学校給食調理運搬及び食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進に関する事業を行う。

(運営)

第3条 給食調理場の円滑な運営を図るため学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校長 3名
- (2) PTA代表 2名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) 前各号のほか必要と認めるもの 2名

3 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職員)

第4条 給食調理場に必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年2月14日条例第5号)

この条例は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月25日条例第31号)

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月27日条例第34号)

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月19日条例第17号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月19日条例第5号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月18日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第29号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正

昭和55年4月28日教委規則第4号
昭和59年6月19日教委規則第1号
昭和60年10月1日教委規則第5号
昭和61年4月28日教委規則第2号
平成4年3月26日教委規則第2号
平成11年3月29日教委規則第6号
平成14年1月29日教委規則第2号
平成20年6月2日教委規則第8号
平成21年3月27日教委規則第4号
平成21年4月17日教委規則第5号
平成24年3月19日教委規則第6号
平成25年3月25日教委規則第3号
平成28年2月25日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は仁木町学校給食共同調理場設置条例(昭和42年仁木町条例第34号以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、仁木町学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)の管理、運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 給食調理場に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 係長
- (3) 学校栄養職員又は学校栄養教諭

2 給食調理場に次の職員を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 主査
- (3) 主任

(係)

第2条の2 給食調理場に次の係を置く。

学校給食係

(分掌事務)

第2条の3 学校給食係の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校給食運営委員会の会議に関する事。
- (2) 学校給食献立原案検討・物資選定委員会の会議に関する事。
- (3) 共同調理場の設置管理及び廃止に関する事。
- (4) 学校給食の栄養指導に関する事。
- (5) 学校給食の調査研究、統計に関する事。
- (6) 学校給食資料の提供に関する事。
- (7) その他給食調理場の運営に関する事。

(委託)

第2条の4 教育委員会は、給食関係物資の運搬・配送業務・ボイラー運転業務等について、団体又は個人に委託させることができる。

(職員の服務)

第3条 職員の服務に関する事項は別に定める。

(会計)

第4条 給食調理場の会計に関する事項は別に定める。

(運営委員会の任務)

第5条 学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という)の任務は次のとおりとする。

- (1) 給食調理場の管理、運営に関する教育委員会の諮問に答申すること。
- (2) 給食調理場の管理運営に関し、教育委員会に意見を具申すること。

- (3) 給食負担金にかかる予算の審議及び決算の認定を行うこと。
- (4) 学校給食の啓蒙、向上、普及に関する調査、研究を行うこと。

(運営委員会の役員)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

第7条 委員長は運営委員会を代表し、会務を統理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は給食負担金にかかる金銭及び物品出納の適正を確保するため、毎年度決算期及び学期末毎に給食調理場会計の監査を行い、その結果を運営委員会に報告する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は毎年2回、臨時会は必要により、委員長が招集する。
- 3 委員長は会議の議長となる。

(給食負担金の納入者)

第9条 給食負担金の納入者は次の各号に定めるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項及び同条第2項(就学義務)に規定する保護者
- (2) 教職員
- (3) 学校給食に従事するもの

(給食負担金の額の決定及び納入方法)

第10条 給食負担金の額は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項(経費の負担)に規定する区分により運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定める。

第11条 給食負担金は毎月25日までに年間所要額を12で除して得た額を納入通知書により、別に定める金融機関に納付するものとする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、年間所要額を10で除して得た額で納付することができる。

(給食負担金の精算)

第12条 給食負担金の精算額は、給食回数により算定する。

- 2 前項の精算は日割による計算とし、年間所要額を年間給食日数で除した額に給食回数を乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 給食回数は、毎月15日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の10日前までに行うものとする。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるものの外、給食調理場の運営に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年6月19日教委規則第1号)

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月1日教委規則第5号)

- 1 この規則は、昭和60年10月1日より施行する。
- 2 この規則の施行前にした学校給食配送委託業務及びボイラー運転取り扱契約は、改正後の規定に基づいたものとみなす。

附 則(昭和61年4月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成4年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日教委規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年1月29日教委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月2日教委規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第4号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日教委規則第5号）
この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月19日教委規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日教委規則第3号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日教委規則第1号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

仁木町学校給食運営委員会委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
うち や かず み 打 矢 和 美	銀 山 小 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
しぶ や じゅん いち 渋 谷 順 一	赤 井 川 村 校 長 会 代 表	第3条第2項第1号 学 校 長	都 小
あん ざい さとし 安 齋 哲	赤 井 川 村 P T A 連 合 会 長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	赤 井 川 中
さい とう たい き 斉 藤 大 生	仁 木 町 P T A 連 合 会 会 長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第2項第3号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	

(令和2年6月22日現在)

別冊 会議資料

仁木町学校給食共同調理場

1 主食(米飯・パン・麺)

(1) 米飯 ※10kg/袋、税込 銀山産ななつぼしを使用

平成28年度 2,852円
平成29年度 3,003円
平成30年度 3,305円
令和元年度 3,337円 → 令和2年度 3,391円(54円00銭 増)

① 米飯(80g/食 小学校、税込)

令和元年度 68.39円 → 令和2年度 70.89円(2円50銭 増)

② 米飯(110g/食 中学校、税込)

令和元年度 76.76円 → 令和2年度 81.42円(4円66銭 増)

(2) パン ※小麦粉(25kg/袋、税込 道産強力小麦を使用)

平成28年度 4,968.00円
平成29年度 4,752.00円
平成30年度 5,049.00円
令和元年度 5,319.00円 → 令和2年度 5,211.00円(108円00銭 減)

1kg当たり単価(税込)

平成28年度 198.72円
平成29年度 190.08円
平成30年度 201.96円
令和元年度 212.76円 → 令和2年度 208.44(4円32銭 減)

① パン(50g/食 小学校、税込)平均価格

令和元年度 65.88円 → 令和2年度 62.08円(3円80銭 減)

② パン(70g/食 中学校、税込)平均価格

令和元年度 73.44円 → 令和2年度 69.49円(3円95銭 減)

(3) 麺 ※1g当たりの単価(税抜)

① ラーメン(道産強力小麦使用)1kg 367円(税抜)

注)1kg分のゆで上がり量が1.9kg(1.9倍)になると仮定

$367円(1kg) \div 1,900g = 0.194円/g$

② うどん(道産強力小麦使用)1kg 336円(税抜)

注)1kg分のゆで上がり量が1.9kg(1.9倍)になると仮定

$336円(1kg) \div 1,900g = 0.177円/g$

③ 蒸し麺(焼きそば)1kg 390円(税抜)

注)すでにゆで上がったものを調理するため増量なし

$390円(1kg) \div 1,000g = 0.390円/g$

④ スパゲッティ 5kg 1,140円(税抜)

注)5kg分のゆで上がり量が11.25kg(2.25倍)になると仮定

$1,140円(5kg) \div 11,250g = 0.102円/g$

ア 小学校(ラーメン・うどん・焼きそば・スパゲッティ150g/食) 平均価格

①ラーメン	0.194円 × 150g = 29.10円
②うどん	0.177円 × 150g = 26.55円
③蒸し麺(焼きそば)	0.390円 × 150g = 58.50円
④スパゲッティ	0.102円 × 150g = 15.30円
合計	129.45円

$$129.45円 \div 4 = 32.37円$$

$$32.37円 \times 1.08 = 34.96円(税込) (1食当たりの単価)$$

イ 中学校(ラーメン・うどん・焼きそば・スパゲッティ200g/食) 平均価格

①ラーメン	0.194円 × 200g = 38.80円
②うどん	0.177円 × 200g = 35.40円
③蒸し麺(焼きそば)	0.390円 × 200g = 78.00円
④スパゲッティ	0.102円 × 200g = 20.40円
合計	172.60円

$$172.60円 \div 4 = 43.15円$$

$$43.15円 \times 1.08 = 46.61円(税込) (1食当たりの単価)$$

(4) 主食費(米飯・パン・麺)の計算について

※年間194日のうち、米飯115日(週3日)・パン42日(週1日)・麺37日(週1日)と仮定(小学校・中学校同一)

ア 小学校

・米飯(80g/食)年間の合計金額	70.89円 × 115日 = 8,152.35円
・パン(50g/食)年間の合計金額	62.08円 × 42日 = 2,607.36円
・麺(150g/食)年間の合計金額	34.96円 × 37日 = 1,293.52円
{(米飯)8,152.35円+(パン)2,607.36円+(麺)1,293.52円} ÷ 194日	
=	61.13円/食

イ 中学校

・米飯(110g/食)年間の合計金額	81.42円 × 115日 = 9,363.30円
・パン(70g/食)年間の合計金額	69.49円 × 42日 = 2,918.58円
・麺(200g/食)年間の合計金額	46.61円 × 37日 = 1,724.57円
{(米飯)9,363.30円+(パン)2,918.58円+(麺)1,724.57円} ÷ 194日	
=	72.20円/食

2 パン加工費(包装費等)(1食当たりの単価)(税込)…変更なし

令和元年度 7.56円 → 令和2年度 7.56円

年間194日のうち、パン42日(週1日)と仮定

$$\text{パン } 7.56円 \times 42日 \div 194日 = 1.64円$$

3 牛乳(200cc/個 税込)

平成28年度 45.17円

平成29年度 45.46円

平成30年度 45.79円

令和元年度 47.68円 → 令和2年度 48.09銭(41銭増)

令和2年度学校給食用小麦粉・精米・脱脂粉乳・パン・米飯価格表

1. 小麦粉・精米・脱脂粉乳 (単位:円)

品名	規格	外税価格	1kg当り	内税価格	1kg当り
強力小麦粉	25kg	4,825.00	193.00	5,211.00	208.44
普通小麦粉	25kg	4,000.00	160.00	4,320.00	172.80
精米	10kg	3,140.00	314.00	3,391.20	339.12
精米(YES! clean米)	10kg	3,200.00	320.00	3,456.00	345.60
脱脂粉乳	25kg	19,375.00	775.00	20,925.00	837.00

2. パン・米飯 (単位:円)

特別輸送費 2.50 円を含む価格

① パン

(外税価格)

規格	基準パン	バターパン	黒砂糖パン	かぼちゃパン	くるみパン	ミルクパン	ごまパン	ココアパン	ソフトフランスパン
30g	50.50	54.24	56.69	51.92	64.45	55.77	55.71	53.37	49.37
35g	51.89	56.27	58.41	53.55	67.47	58.06	57.27	55.24	50.58
40g	53.28	58.28	60.12	55.18	70.48	60.32	58.82	57.11	51.79
45g	54.68	60.30	61.84	56.81	73.50	62.61	60.39	58.99	52.99
50g	56.07	62.31	63.56	58.44	76.50	64.86	61.94	60.86	54.19
55g	57.46	64.34	65.28	60.07	79.52	67.15	63.49	62.72	55.40
60g	58.85	66.35	66.99	61.69	82.53	69.41	65.05	64.59	56.61
65g	60.25	68.37	68.71	63.33	85.55	71.70	66.61	66.47	57.80
70g	61.64	70.38	70.43	64.96	88.55	73.95	68.17	68.34	59.02
75g	63.04	72.41	72.15	66.60	91.57	76.24	69.73	70.22	60.23
80g	64.42	74.42	73.86	68.21	94.58	78.50	71.26	72.07	61.42
85g	65.82	76.44	75.58	69.85	97.59	80.78	72.83	73.95	62.64
90g	67.21	78.45	77.30	71.48	100.60	83.04	74.38	75.83	63.84

(内税価格)

規格	基準パン	バターパン	黒砂糖パン	かぼちゃパン	くるみパン	ミルクパン	ごまパン	ココアパン	ソフトフランスパン
30g	54.54	58.58	61.23	56.07	69.61	60.23	60.17	57.64	53.32
35g	56.04	60.77	63.08	57.83	72.87	62.70	61.85	59.66	54.63
40g	57.54	62.94	64.93	59.59	76.12	65.15	63.53	61.68	55.93
45g	59.05	65.12	66.79	61.35	79.38	67.62	65.22	63.71	57.23
50g	60.56	67.29	68.64	63.12	82.62	70.05	66.90	65.73	58.53
55g	62.06	69.49	70.50	64.88	85.88	72.52	68.57	67.74	59.83
60g	63.56	71.66	72.35	66.63	89.13	74.96	70.25	69.76	61.14
65g	65.07	73.84	74.21	68.40	92.39	77.44	71.94	71.79	62.42
70g	66.57	76.01	76.06	70.16	95.63	79.87	73.62	73.81	63.74
75g	68.08	78.20	77.92	71.93	98.90	82.34	75.31	75.84	65.05
80g	69.57	80.37	79.77	73.67	102.15	84.78	76.96	77.84	66.33
85g	71.09	82.56	81.63	75.44	105.40	87.24	78.66	79.87	67.65
90g	72.59	84.73	83.48	77.20	108.65	89.68	80.33	81.90	68.95

② 米飯(白飯)

米飯(白飯(YES! clean米))

規格	外税価格	内税価格	外税価格	内税価格
65g	60.77	65.63	61.16	66.05
70g	62.40	67.39	62.82	67.85
80g	65.64	70.89/※	66.12	71.41
90g	68.89	74.40	69.43	74.98
100g	72.14	77.91	72.74	78.56
110g	75.39	81.42/※	76.05	82.13
120g	78.64	84.93	79.36	85.71

日程第 7

議案第 1 号

仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金
交付要綱の一部を改正する要綱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金交付要綱の一部を改正する要綱

仁木町新型コロナウイルス感染症対策学生緊急支援給付金交付要綱(令和2年仁木町教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

新	旧
<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 緊急支援給付金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、令和2年6月1日において、仁木町の住民基本台帳に記録され、国公私立大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び学校法人が運営している予備校に通学している平成14年4月1日までに生まれた者(以下「大学生等」という。)を、<u>所得税又は住民税の控除対象扶養親族、健康保険上の被扶養者、又は国民健康保険法に定める修学中の被保険者の特例として</u>いる者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯であること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(申請手続及び申請期限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 大学生等を扶養している証明書類(必要な者のみ)</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 緊急支援給付金の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、令和2年6月1日において、仁木町の住民基本台帳に記録され、国公私立大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び学校法人が運営している予備校に通学している平成14年4月1日までに生まれた者(以下「大学生等」という。)を、<u>所得税又は住民税の控除対象扶養親族として</u>いる者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯であること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(申請手続及び申請期限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 大学生等を扶養している証明書類(令和2年1月1日以降に仁木町へ転入してきた者のみ)</p>

附 則
この要綱は、公布の日から施行する。

日程第 8

議案第 2 号

仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 3 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町社会教育委員名簿

任 期：令和2年7月31日～令和2年10月31日

定 数：10名

役 職	氏 名	住所・電話番号	備 考
委員長	加 藤 美佐子		大江地区 学識経験者 H20. 11. 1～
副委員長			
委 員	三 上 勲		大江地区 学識経験者 H26. 11. 1～
委 員	大 洞 和 子		銀山地区 学識経験者 H28. 4. 16～
委 員	大久保 俊 哉		仁木地区 学識経験者 H26. 5. 1～H27. 4. 27 H30. 11. 1～
委 員	那 須 勝		銀山地区 社会教育関係者 H30. 11. 1～
委 員	山 崎 貴 志		仁木町校長会会長 R 2. 4. 20～
委 員	坂 東 秀 悦		仁木町体育協会会長 H25. 5. 10～
委 員	美 濃 英 則		仁木町文化連盟会長 R元. 5. 21～
委 員	斉 藤 大 生		仁木町PTA連合会長 R 2. 7. 31～

日程第 9

議案第 3 号

仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和2年7月31日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

仁木町学校給食運営委員会委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
うち や かず み 打 矢 和 美	銀 山 小 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
しぶ や じゅん いち 渋 谷 順 一	赤 井 川 村 校 長 会 代 表	第3条第2項第1号 学 校 長	都 小
あん ざい さとし 安 齋 哲	赤 井 川 村 P T A 連 合 会 長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	赤 井 川 中
さい とう たい き 斉 藤 大 生	仁 木 町 P T A 連 合 会 会 長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第2項第3号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	

(令和2年6月22日現在)

日程第10

議案第4号

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の
委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和2年7月31日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月 31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
うち や かず み 打 矢 和 美	銀 山 小 学 校 長	第3条第1号	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第1号	
しづ や じゅん いち 渋 谷 順 一	赤 井 川 村 校 長 会 代 表	第3条第1号	都 小
あん ざい さとし 安 齋 哲	赤 井 川 村 P T A 連 合 会 長	第3条第1号	赤 井 川 中
さい とう たい き 斉 藤 大 生	仁 木 町 P T A 連 合 会 会 長	第3条第1号	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第1号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第1号	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第1号	
さ とう しのお 佐 藤 忍	栄 養 教 諭	第3条第2号	仁 木 小

(令和2年6月22日現在)

日程第 11

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 2 年 7 月 31 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

(1) 各種補助事業に伴う物品の購入について

ア 公立学校情報機器整備費補助金（学校からの遠隔学習機能の強化事業）

- ・補助概要 補助率 1/2 補助上限 1校当 35,000 円

地方負担財源 第3次地方創生臨時交付金で全額補填

- ・購入物品 別冊議案P9のとおり

イ 学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）

- ・補助概要 補助率 1/2 補助上限 1校当 2,000,000 円

地方負担財源 第3次地方創生臨時交付金で全額補填

- ・購入物品 別冊議案P9のとおり

2 当面する行事日程について

★ 令和2年第8回仁木町教育委員会定例会

8月 日 () : ~ 応接室

※令和元年・・・8月22日(木) 14:55~16:15

※平成30年・・・8月21日(火) 13:30~15:40

★ 令和元年度第1回仁木町学校経営研修会

7月31日(金) 15:00~ 町民センター・交流ホール

- 仁木町子ども体験塾第2回講座「どろんこ教室」(全3回)
8月 1日(土) 9:00～ 町民センター・多目的文化ホール
- 第4地区第3回教科書採択協議会
8月 4日(火) 10:00～ 岩内地方文化センター
- 仁木町議会経済常任委員会
8月 6日(木) 13:30～ 委員会室ほか
- 定例校長会
8月21日(金) 9:30～ 会議室2
- 第19回教育長杯パークゴルフ大会
8月22日(土) 8:20～ ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場
- 第66回仁木町少年・少女ソフトボール大会
8月29日(土) : ~ 仁木小学校グラウンド
- 義務教育指導主事学校訪問
8月26日(水) 10:30～ 銀山中学校 13:30～ 銀山小学校
- 令和3年度北海道教員採用面接試験
8月30日(日) 8:40～ 札幌北高校
- ◆ 仁木町営水泳プール(仁木・銀山)の閉鎖
8月30日(土) ※7月22日(水)開設
- ◆ 町内各小・中学校修業式、始業式
全小中学校 終業式 8月7日(金)
仁木小学校、銀山小学校 始業式 8月18日(火)
仁木中学校、銀山中学校 始業式 8月17日(月)

3 その他

- 令和2年度学校評議員会の開催結果報告について
銀山小学校 第1回報告・・・P74
銀山中学校 第1回報告・・・P75

第1回仁木町立銀山小学校学校評議員会報告書

1. 開催日時

令和2年6月4日(木) 午後5時00分～午後5時50分

2. 会議参加者

鈴木 保	学校評議員	打矢 和美	校長
大洞 和子	学校評議員	作田 稔	教頭
芳岡 貴志	学校評議員		

計5名

3. 会議の内容

①校長より今年度の学校経営方針について

○今年度の重点目標「笑顔あふれる銀山小学校」をめざした本校の取り組みについて
パワーポイントを使って説明を行った。

②当面の行事予定について

○運動会は9月に全校体育という形で行う。
○春の遠足は秋の遠足に変更する。
○修学旅行は7月から10月へ変更する。
○夏季休業は短縮し、8月7日に終業式を行う。など

③学校評議員より

○朝の読み聞かせは今年もできるのか。
○8月、12月の体力測定会はどうするのか。
○9月10日の女代神社祭典についてはまだ未定である。
○川の学習についてはどうするのか。
○ネットへの接続テストに参加したが、今後の学習についてどうなるのか。

4. その他

特になし。

令和2年度 第1回学校評議員会報告

仁木町立銀山中学校

1. 開催日時 令和2年7月27日(月) 18:30~19:30

2. 出席者 本間美津雄さん 加藤政茂さん、瀬川優紀さん

3. 会議内容

- 今年度の学校経営の説明
- 本校の1学期の取組
- 新型コロナウイルス感染症対策について
- 学力向上の取組の説明
- 生徒の活動状況とおもな教育活動についての説明
- その他
- 意見交換

4. 評議員から出された主な意見

- 2年の宿泊研修が札幌での活動になるが、新型コロナウイルス対策は講じているのか。
→ 例年は班ごとの自主研修を行っていたが、今年度は全員で訪問できる施設に行く予定である。
- 臨時休業が長かったが、授業の進捗状況が心配だ。
→ 臨時休業は4, 5月で約1か月あった。夏季休業を半月、冬季休業を1週間短縮した。そのほか、陸上競技会等の行事を削減したので、計画としては授業時間の確保はできている。
- 臨時休業から休みがちになった生徒はいないのか。
→ 2年生男子が7月に入って休みが続いている。学園の先生と連携しながら対応している。また、昨年度休みがちだった3年生の生徒は休むことが少なくなった。

5. 成 果

- 今年度の教育活動の重点や学力向上の取組に理解を得られた。
- 学校の新型コロナウイルス感染症対策について理解を得られた。
- 地域との連携を深めながら、銀山独自の教育の取組に対する期待感を確認できた。

6. 今後に向けて

- 2学期以降も、行事などの機会に生徒の様子を見ていただくとともに、それについてのご助言をいただく。
- 日常の学校生活について、何か気になることや疑問に思うことは随時連絡をいれてもらう。

